

第 26 回ファベックス 2023（東京）出展委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第 26 回ファベックス 2023（東京）出展委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、第 26 回ファベックス 2023（東京）に高知県ブースとして出展する事業者に対し、居酒屋やレストラン等の外食バイヤー、弁当や惣菜等の中食バイヤー、小売バイヤー、食品関連事業者等との商談の機会をより多く提供するため、出品する高知県産品の魅力が十分に伝わり、高知県産品全体のブランド力向上につながるブースの企画、デザイン、演出を通じたブース装飾を行い、高知県ブースへの新規来場者の増加を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「第 26 回ファベックス 2023（東京）出展委託業務概要書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 5 月 31 日まで

2 見積限度額

2,240 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「第 26 回ファベックス 2023（東京）出展委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と一般財団法人高知県地産外商公社（以下、「公社」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むこととし、7 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて公社と交渉を行う。

5 資格要件

参加の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは審査委員会開催時まで登録が予定されている）者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けてないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日 時：令和 5 年 2 月 2 日（木）10 時 00 分から

場 所：高知県立県民文化ホール（高知市本町 4-3-30）

なお、会場の都合により 1 事業者あたり 2 名までの参加とする。

説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙様式-1）により令和 5 年 2 月 1 日（水）午後 1 時まで FAX で受け付ける。

7 質疑と回答

質疑は、令和 5 年 2 月 6 日（月）午後 1 時（必着）までに質疑書（別紙様式-2）により FAX、電子メール又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）で受け付ける。FAX と電子メールにより質疑を行った者は、電話により着信を確認するものとする。

質疑と回答の内容は、令和 5 年 2 月 9 日（木）までに公社ホームページ <http://www.marugotokochi.com/ts/> に掲載する。

8 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書（別紙様式-3）に参加要件の確認書類「法人概要書」（別紙様式-4）を添えて申込すること。申込にあたって提出される書類は次表のとおりとする。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	プロポーザル参加申込書	A4 縦	正本 1 部
4	法人概要書		

(1) 参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）又は持参

②提出期限

令和 5 年 2 月 14 日（火）午後 5 時（必着）

③提出先

〒780-0850

高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁本庁舎 3F

一般財団法人高知県地産外商公社 高知事務所 TEL 088-855-4330

(2) 資格要件の確認

公社で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認した後、結果を令和5年2月17日（金）までに申込者へ通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（公社の閉社日を除く）以内に、書面により、代表理事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。
- ②代表理事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日（公社の閉社日を除く）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「第26回ファベックス2023（東京）出展委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「第26回ファベックス2023（東京）出展委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和5年3月20日（月）までに、全ての参加者に通知する。なお、審査結果は一般財団法人高知県地産外商公社情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 日程（予定）

令和5年1月31日（火）募集要領の公示

令和5年2月1日（水）説明会参加申込書提出締切 午後1時（必着）

令和5年2月2日（木）説明会開催

令和5年2月6日（月）質疑書提出締切 午後1時（必着）

令和5年2月14日（火）参加申込書及び資格確認書類提出締切 午後5時（必着）

令和5年3月2日（木）企画提案書提出締切 午後1時（必着）

令和5年3月6日（月）審査委員会（プレゼンテーション）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（公社内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、一般財団法人高知県地産外商公社情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出すること。

ただし、開示・非開示の判断は、様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、

同規程に基づき公社が客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問合せ先

一般財団法人高知県地産外商公社 高知事務所

担当者 須藤、塚本

TEL : 088-855-4330

FAX : 088-823-9262

E-mail : kochi@marugotokochi.com

15 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の公社との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、公社職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(4) 本事業の実施は、令和5年度高知県一般会計予算の可決・成立、かつ当公社の令和5年度事業計画及び予算の承認が条件となる。